

管理 No.	f 045
--------	-------

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：福祉部障がい福祉課
(自立支援給付係 ／内線:2794)

根拠区分	法律 ・ 条例	
処分の名称	支給決定の取消し	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号)
	根拠規定条項	第25条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）／障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)
	基準規定条項	法第25条第1項／令第14条
	処分基準	次に掲げる場合には、支給決定を取り消すことができる。 (1) 支給決定に係る障害者又は障害児が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等及び障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 (2) 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が、支給決定の有効期間内に、奈良市外に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより奈良市外に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 (3) 支給決定に係る障害者若しくは障害児又は障害児の保護者が、正当な理由なしに障害支援区分の認定又は支給要否の決定（変更の認定又は決定を含む。）を行うための調査に応じないとき。 (4) 支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が、介護給付費等の支給又は支給決定の変更に係る申請に関し虚偽の申請をしたとき。
行政手続法(条例) 第13条適用関係	弁明の機会の付与	
本票の作成日	平成29年2月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	